

欧陽脩『新五代史』の春秋学

齋木哲郎

(キーワード: 『春秋』・『新五代史』・『死節伝』・『死義伝』・忠義心・宋王朝)

はじめに

かつて私は、「欧陽脩の春秋学—人情による『春秋』解—」において、欧陽脩によって示された春秋学の性格を「人情」に基づく『春秋』解釈として分析し、その特質を「人の常識的判断の規範化」と見なしたことがあった。¹⁾今回はそれを受けて、彼の春秋学の実践といわれる『新五代史』(『五代史記』、以下通例に従って『新五代史』の名を使用する)の著述の中に、その彼の春秋学がどの様に反映されているかを確認し、北宋期における春秋学が当時の歴史意識に与えた影響の一端を確認することにする。その際、私が視座にするのは、欧陽脩の子欧陽発に「其作本紀、用春秋之法」(『欧陽脩全集』附録卷二「先公事迹」)といわれる本紀の部分ではなく、『新五代史』の大部分を占める臣下の列伝(「死節伝」「死事伝」「臣伝」「雜伝」等)である。本紀に見える『春秋』の書法に焦点を当てれば、それは措辞の分析を中心とする辞例研究に終始しなければならないことになろう。²⁾けれども、『新五代史』の中に認められる欧陽脩の創意はむしろ五代の臣たちが遂行せんとした臣道の可否を審覈するところにあつて、『新五代史』に対する春秋学の応用は却ってこちらの方にこそ求められなければならない。そのように私には思われるからである。

一 『新五代史』と『春秋』

『春秋』経について直接孔子の真意を汲もうとする欧陽脩は、ただ単に『春秋』

経について孔子の理想を窺わなければならない必然性を述べるだけの者には止まらなかつた。慶暦五年(一〇四五年)から嘉祐五年(一〇六〇年)にかけての前後十六年間に王堯臣らと『新唐書』の編纂に当たつた欧陽脩は、時を併せて『新五代史』をほぼ独力で書き上げていて、そのできばえは薛居正の『五代史』に較べて厳格な書法が用いられており、さながら孔子の『春秋』を彷彿させるものとなっている。その折りの欧陽脩の様子は、子の欧陽発の述べるところによると、先公既奉勅撰唐書紀志表、又自撰五代史七十四卷、其作本紀、用春秋之法、雖司馬遷班固皆不及也。；其於五代史、尤所留心、褒貶善惡、為法精密、發論必以嗚呼、曰此乱世之書也。其論曰、昔孔子作春秋、因乱世而立治法、余述本紀、以治法而正亂君。此其志也。(先公欧陽脩は奉勅によって『新唐書』紀・志・表を著わし、また自己の立場で『新』五代史』を著わした。その際、本紀を著わしたところでは『春秋』の書法を用い、司馬遷や班固であつても及ばぬほどのできばえであつた。；その著『新』五代史』は先公が最も心を留めたところであり、褒貶や善惡の判定に關しては書法が最も精密である。議論を起こす際には必ず「嗚呼」を始め、「これは乱世の書である」といつた。その議論の中に「昔、孔子が『春秋』を作つた際には、乱世の実状によって治法を立てたが、私が本紀を著わした際にはその孔子が立てた治法によって乱世を糾正した」といつている。それが先公の志しであつた。)

(『欧陽脩全集』附録卷二「先公事迹」)

の通りである。孔子の『春秋』は乱世に際会した孔子が治法を打ち立てんとして著わされたとする認識をそのまま『五代史』を著わす自己の立場に当てはめて、

その意義を「以治法而正乱君」と標榜するのは、『五代史』の著述を孔子の『春秋』製作の偉業に重ね合わせて自らを孔子にさえ比擬するもくろみともみなせよう。欧陽脩にとって『新五代史』を著わすことは、『春秋』を著わして乱世を治めようとした孔子の役割を自らに課すことでもあって、その著述の完成は、自己を孔子の再来とまで意識させたのかもしれない。

ならばなぜ、『新五代史』を著わすことが『春秋』を著わした孔子に比擬しえるのか。欧陽脩の「崇文総目叙釈」「正史類」には

昔孔子刪書、上断堯典、下訖秦誓、著為百篇。觀其堯舜之際、君臣相与呼籲、和諧於朝而天下治。三代已下、約束賞罰、而民莫敢違。：周衰史廢、春秋所書、尤謹密矣。非惟史有詳略、抑由時君功德薄厚、異世而殊文哉。自司馬氏上採黃帝、迄于漢武、始成史記之一家。由漢以來、千有余歲、其君臣善惡之迹、史氏詳焉。雖其文質不同、要其治乱興廢之本、可以考焉。(昔、孔子が書を削った際、堯・舜から裁断して以後、秦誓に至るまでを百篇として著わした。そこでの堯・舜の治績を見てみると、君臣ともに応答が正しく、朝廷で意を一つにして、天下が治まった。夏・殷・周より以来、賞罰を取り決めて、民はそれに違うことがなかった。：周が衰え、史官が廃されると『春秋』に事件が記載される様は謹密で精密となった。それは歴史の記載に省略があつたせいばかりではない。そもそも、時君の功德が厚いか薄いかで、世代を異にし、修辭を異にするということがあるか。司馬遷は黃帝より採録を始め、以後漢の武帝に至るまでを書き記して、始めて「史記」の專家となった。漢より以来、千年余りを経た今でも、その間の君臣の善惡の事跡はその時々史官が詳細に記している。だからその時代の文質は違つていても、要はその治乱の興廢の原因は考えることができるのである。)

と、孔子以後の世相は司馬遷や彼以後の歴史家たちが記し、そこに君臣の善惡が明らかにされている、という。これによれば、司馬遷や彼以後の歴史家たちは、『春秋』を著わした孔子よろしく、世の盛衰の中に君臣の善惡を見出してこれを歴史の中に書き表わした者たちであつて、そのような歴史家の存在意義は

右臣伏以、史者国家之典法也。自君臣善惡功過、与其百事之配置、可以垂勸戒、示後世者、皆得直書而不隱。故自前世有国者、莫不以史職为重。(臣下たる私欧陽脩が思いますに、史というのは国家の典法でございます。君臣の善し悪し・手柄や過ち、それらに関する全ての処置の中で、勸戒として後世へ伝え残すことのできる全てのものは、ありのままに記して隠すことはあり

ませんでした。だから前世より国を所有した者は、史の職を重しとしなかつたためしはありませんでした。)(「論史館日曆状」「欧陽脩全集」巻百十一)

のようにも説かれている。歴史家の責務には、君臣のなした全ての施策の中で、後世に対して鑑戒となしえるものの偽らざる伝承が加えられ、それによって「史」そのものの意義も「国家の典法」にまで高められているのである。従つて、欧陽脩における歴史というのは、それらが照射する各々の時代の君臣(の行為)の善し悪しを浮き彫りにして、それを後世に対する鑑戒として呈示する機能が絶大視されるのであり、鑑戒が後世に対する教誨となる部分を孔子の『春秋』の機能と等質視しえたのである。『新五代史』が『春秋』に準ずる、もしくは同等の機能を有すると自覚する欧陽脩にとっては、『新五代史』の記述が『春秋』の書法とかけはなれることは決してありえぬことで、それ故に『新五代史』「司天考第二」で自らが災異現象に言及しえない事情を殊更に

昔、孔子作春秋而天人備。予述本紀、書人而不書天。予何敢異於聖人哉。其文雖異、其意一也。(昔、孔子が『春秋』を作つて天人の道が備わつた。私本紀を述べた際には、人を書いても天を書きことはしなかつた。私がどうして聖人と異なるろう。その文辭は異なつていても、その意図は一つである。)

と彌縫し、『春秋』との乖離を取り繕おうとするのも頷けるところである。そうであれば、欧陽脩における歴史はまた先の「論史館日曆書」中に見えていた「直書而不隱」さざるあるがままの書法によつて俄然価値づけられることになろうが、このことをまた欧陽脩は

聖人之於春秋、用意深。故能勸戒切、為言信、然後善惡明。夫欲著其罪於後世、在乎不没其美。其美嘗為君矣、書其為君。其美纂也、書其纂。各伝其美、而使後世信之。(聖人が『春秋』に対する用心は深い。だから勸戒となして切実であり、言辭にまことがあつて、善惡が明らかとなる。そもそもその罪を後世に著らかにしようとするれば、その方法は事実を削らないということとなる。君となつたことが事実であれば君となつたと記し、纂奪が事実であればその纂奪を記す。各々の事実を記して初めて後世の人々の信賴が得られるのである。)(『新五代史』梁本紀第二)

と述べている。歴史の真実をありのままに述べてこそ事の善惡が明らかとなり、後世に対する鑑戒として有効となるという思惟は、早速『新唐書』の編纂時、唐の中宗を廢位させ、国号を周と改めて自らが即位した則天武后を本紀に記載した経緯に見るこ

とができる。歐陽脩にとって則天武后が本紀に記載されなければならなかったのは、そのようにすれば則天武后の悪事が隠されることなく後世に伝えられ、それが鑑戒として活かされることが思われてのことであつたが、范祖禹は、そのように記すことは『春秋』の褒貶の書法に悖るものとして、改めて「周」の年号を斥けた（『唐鑑』）。歐陽脩・范祖禹ともにそのように措置することが『春秋』の書法に適うと判断してのことであつたが、その取扱はかくも正反對となつたのである。

両者の相違に対し、当時の人々がどのように見たかは、胡安国の『春秋伝（春秋胡氏伝）』を見ることによつて明瞭である。

唐武后廢遷中宗、革命自立。史臣列于本紀、欲著其罪。而君子以為、非春秋之法。其言曰、天下者、唐之天下。中宗受之於其父、武后安得絶先君之世。復繫嗣君之年、黜武氏之号。自以為竊取春秋之義、信矣。〔唐の武后が中宗を廢位して遷し、天命を革めて自立して周と稱した時に、史臣（歐陽脩の『新唐書』）はその事実を本紀に列ねて、武后の罪を著わそうとしたが、君子（范祖禹）は、そのやり方は『春秋』の法ではないと考えた。その言葉は次のようなものであつた。「天下は唐の天下である。中宗はこれをその父より受けた。武后がどうして先君の世を絶つことができよう」と。再び嗣君の年号を用い、武氏の号を黜けた。そうして自ら「竊かに春秋の義を取つた」と考えた（『唐鑑』）が、誠に適切な処置である。〕（昭公三十年「春、王正月、公在乾陵」の条）

胡安国にとつて事実を直書することは、その事実が道義的に容認されざる場合には悪事の顕彰ともなつて、正義の実現を阻害する恐れがあるとも理解されたのである⁵⁾。そのためか、彼の歴史に対する認識は不正があればこれを是正する褒貶説が支持されるのであつて、それが『春秋』の書法に適つた歴史の記述と理解されているのである。宋代の春秋学を集大成した胡安国にしてこうした発言が認められることは、歐陽脩の事実を直書して事の善悪をありのままに伝えることが歴史を記す者の態度でなければならぬとする主張が、なお歐陽脩の当時には一般的な見解となるまでには至つておらず、その事実が却つて歐陽脩をして事実を直書することと『春秋』の書法との結びつきを考究させ、それを声高に唱えさせることになつたことを物語るであらう。『新唐書』則天紀の賛において歐陽脩は

賛曰、昔者、孔子作春秋而乱臣賊子懼。其於弑君篡国之主、皆不黜絶之。豈以其盜而有之者、莫大之罪也。不没其美、所以著其大惡而不隱歟。：抑亦偶

合於春秋之法也。〔昔、孔子が『春秋』を作つて乱臣賊子が震え上がった。その際、孔子は君を弑し国を奪つて君主となつた者に対しては、いずれも貶黜することをしなかつた。どうして盗んでその国を所有することがこの上なしの罪であることを思つ（て貶黜しようとし）たことであらう。その事実を削り去らなかつたことこそが、その大悪を著わして隠さなかつたということではないか。：こうしたやり方も『春秋』の書法にかなうのである。〕と述べている。これによれば、『春秋』中、いまわしい篡弑の事実を記している孔子には決して諱むことなくこれを直書している事実が歐陽脩には見据えられているのであつて、この事実が歐陽脩に、事件はいかに懲懲すべき忌まわしいものであつてもこれを正当に見据えてありのままに後世へ伝えなければならぬ道理が孔子の意欲であつたことを思わせたことになる。『春秋』経の記述に対して何ら疑うことのない歐陽脩であれば、こうした態度を持つことがいかに『春秋』の書法に適つた歴史の記述となるかは、もはや思い半ばに過ぐるであらう。

こうした歐陽脩であれば、当時物議を醸すことになつた『新五代史』中に梁を一王朝として本紀に位置づけた彼の「正統論」も、梁の建国が歴史上の事実である限り、極めて正当な措置であつたわけである。

二 『新五代史』の構図

『新五代史』が『春秋』を模倣して五代の時代相を価値判断する彼の歴史意識の結晶であるとすれば、そこに見出された歴史の実際はいかなるもので、それがまたいかなる意味で後世に対する鑑戒となりえたのか、次に検討されねばならない課題であらう。

五代とは、歐陽脩にとつてまず「乱世」であつて、それは孔子の著わした『春秋』の世相が乱世であつたことと共通する。

五代、乱世也。（五代は乱世であつた。）（『新五代史』漢本紀第十）

甚矣、五代之際。君君臣臣父子三道乖、而宗廟朝廷人鬼、皆失其序、斯可謂乱世者歟。自古未之有也。（あまりのことであるなあ、五代の時代は。君が君であり、臣が臣であり、父が父であり、子が子である三道は悖り、宗廟・朝廷・人鬼のいずれもが秩序を失つたが、これが乱世というべきものか。古よりあつたためしがなかつた。）（『新五代史』唐廢帝家人伝第四）

五代之乱、可謂極矣。五十三年之間、易五姓十三君、而亡国被弑君者八、

長者不過十余歳、甚者三・四歳而亡。(五代の乱世は極まったというべきである。五十三年の間で五姓・十三君を易え、国を滅ぼし弑殺された君は八人、国を長く保った者でも十余年、甚だしい者は三・四年で亡んだ。)

〔居士外集〕卷十「本論」、全集卷六十

等は、五代がそのわずか五十三年の間に五王朝十三君が林立交替する混乱を呈したことから、これを有史以来の乱世の極みとして位置づけるものであろう。この点だけをとって孔子の『春秋』と比較すれば、その混乱ぶりは、遙かに『春秋』の世相を凌ぐものと、歐陽脩には理解されていたこととなる。

五代はなぜ乱世となったのか。『新五代史』雑伝第三十九には

五代之乱、其来遠矣。自唐之衰、干戈飢饉、父不得育其子、子不得養其親。其始也、骨肉不能相保、蓋出于不幸、因之礼義日以廢、恩愛日以薄、其習久而遂以大壞、至於父子之間、自相賊害。五代之際、其禍害不可勝道也。(五代の乱世は、その由来は遠い。唐が衰えて戦乱や飢饉が起こって、父は子を育てることができず、子は親を養うことができなくなった。その当初、骨肉の關係の者が互いに保んずることができなかつたのは、思うに不幸な状態から出来たのであろうが、これによって礼義は日に廢れ、恩愛の情は日に薄らいで、そうした事情が久しく積み重なって、かくして道義が大いに壞れ、父子の間でも互いに殺害しあうまでになった。五代の間の禍害の様は、とても言い切れるものではない。)

という。これによれば、乱世の原因は、唐朝が安祿山の乱以後統治の完璧を維持することができず、各家庭内の倫理觀にも亀裂を生じさせ、そうした状況が一挙に社会的に広まっていった点に見出されているのであり、こうした欧陽脩に対してとりわけ注目しなければならないのは、—それ故に—その結果もたらされた乱世が、人倫の途絶えた没義の世相によって特徴づけられている点である。

五代之乱極矣。伝所謂天地閉、賢人隱之時歟。当此之時、臣弑其君、子弑其父、而搢紳之士、安其禄而立其朝、充然無復廉恥之色者、皆是也。吾以謂、自古忠臣義士多出於乱世、而怪當時可道者何少也。…五代之乱、君不君、臣不臣、父不父、子不子、至於兄弟、夫婦人倫之際、無不大壞、而天理幾于其滅矣。〔五代の乱世は極まった。伝のいわゆる「天地閉して、賢人隱る」〔易〕坤〕時であろうか。この時には臣がその君を弑し、子がその父を弑した。そうした中でその禄に安んじて朝に立ち、満たされた思いで恥じる意識がなかつた搢紳先生(文人)たちは、いずれもこうした輩である。私は思う、古え

より忠臣義士の多くは乱世に登場する。にも拘わらず、当時称賛すべき忠臣義士がなぜ少ないのか不思議でならない。…五代の乱世は、君が君ではなく、臣が臣でなく、父が父でなく、子が子でなく、兄弟や夫婦の人倫の關係に至るまで大壞してしまい、天理はほとんど滅んでしまった。〕

〔新五代史〕一行伝第二十二

五代は世の混乱ではなく人倫秩序の喪失であり、天理の滅亡であるとする欧陽脩にとつては、『新五代史』は孔子の『春秋』を模倣することで著成されることの価値が保たれているのであるから、その著成の目的が—『春秋』が春秋時代の秩序の建て直しを図つたように—五代が喪失した人倫や秩序の回復、及びその再建に据えられることになるのは極めて当然のことであつた。『新五代史』の構成が薛居正の『旧』五代史』の構造に較べて際立って異なるのも、決してこれと無關係ではない。

薛居正の『旧』五代史』の構成は、梁・唐・晋・漢・周の五朝に対し本紀と列伝を準備して、各王朝ごとに一代の史が割り当てられている。それは歴代王朝史の体裁をそのまま踏襲したものといつてよい。それに対し、『新五代史』は梁・唐・晋・漢・周の歴史を一括してそれを本紀と列伝に分け、本紀のジャンルで五代の各王朝史を述べ、列伝のジャンルで五代の臣僚たちの群像を記し、一王朝ごとに本紀と列伝を併せて記す体裁はとらない。その際、列伝についても『旧』五代史』が后妃伝・宗室伝・某(人名)伝と、歴代王朝史の体裁を踏襲するのに対し、『新五代史』の方は独自に「梁家人伝」等の各王朝ごとの「家人伝」、「梁臣伝」等の各王朝ごとの「臣伝」、それに「死節伝」「死事伝」「一行伝」「義児伝」「伶官伝」「雜伝」等を準備して、そのジャンルに該当する個人を選び出して彼らの生き様を描き出そうとし、更に「司天考」「職方考」等の制度史、「呉世家」等の十国世家を加え、五代十国の歴史を完結させるのである。

『新五代史』の構成がかくも従前の王朝史と異なるものであるときに、特に注意を要することは、立伝の目的が五代に生きた臣僚たちの状況を史実として後世に伝えることを目的にしているのではなく、各王朝存続のために臣下がいかに忠義を尽くして君主に仕えたか、もしくはその任務を果たすことができなかつたかを正確に測定し、その実相を後世に対する鑑戒として示そうとするかの観がある、ということである。以下、「家人伝」以下の各伝の特質を欧陽脩の説明に従つて見てゆくと、まず「家人伝」というのは、

自古女禍、大者亡天下、其次亡家、其次亡身。身苟免矣、猶及其子孫。雖遲

速不同、未有無禍者也。然原其本末、未始不起於忽微。易坤之初六曰、履霜 堅氷至。家人之初九曰、閑有家、悔亡。其言至矣。可不戒哉。梁之家事、詩 所謂不可道者。至於唐晋以後、親疏嫡庶乱矣。作家人伝。(古えより、女性 がもたらす禍いは、大きな場合は天下を亡ぼし、その次は家を亡ぼし、その 次ぎは身を亡ぼす。仮に身が免れても、なおその子孫に及ぶ。早いか遅いか の違いはあれ、禍いもたらされなかつたためしはなかつた。けれどもその 経緯を調べてみると、元来微細な所から起きているものだ。『易』の坤の初 六に「霜を履みて堅氷至る」といい、家人の初九に「有家に閑ぐ、悔い亡ぶ」 というのは、至言である。戒めとしないわけにはいかない。梁の家事は、詩 のいわゆる「道う可からざる」ものであるうか。唐・晋以後に至っては、親 疏嫡庶の關係が乱れた。家人伝を作る。)

(梁家人伝第一)

ということから見れば、閨事の乱れの微細がいずれば身や国を滅ぼす道理を史実 の中に見定めるものであつて、立伝の狙いはそうした状況がいかなるものかを説 者に知らしめて、鑑戒の用に資する点に求められていよう。

「臣伝」というのは「雜伝」と対になるジャンルであるらしく、「梁臣伝第九」 には

孟子謂、春秋無義戰。予亦以謂、五代無全臣。無者、非無一人。蓋僅有之耳。 余得死節之士三人焉。其任不及于二代者、各以其國繫之、作梁唐晋漢周臣伝。 其余仕非一代、不可以國繫之者、作雜伝。夫入于雜、誠君子所辱、而一代之 臣、未必皆可貴也。覽者詳其善惡焉。(孟子は「春秋」に義戰無し」といふ。 私もまた五代には全節の臣がないと思う。ないといふのは一人もいないとい うことではない。思うに僅かにはいるのである。私は節義に殉じた士三人を 見出した。その出仕が二代に及ばなかつた者には、各々その國名を繫けて「梁 臣伝」「唐臣伝」「晋臣伝」「漢臣伝」「周臣伝」を作つてその中に含めた。そ れ以外のその出仕が一代に限らなかつた者には、國名を繫けることができな かつたことから、「雜伝」を作つてその中に含めた。そもそも「雜伝」に入 るのは、まことに君子の辱むるところであつて、一代の臣であつても全ての 者が貴ぶに値するといふわけではない。覽る者、その善惡を見よ。)

という。臣僚たちの中でも節義に殉じて臣道を完遂しえた「全臣」が臣僚層の最 善の部類に属して「死節伝」で扱われ、そこまでゆかなくとも一朝に殉じて二朝 に仕えることを潔しとはしなかつた者は「(國)臣伝」で扱われ、その仕官が二 朝以上に涉つた変節漢は尤も賤しめられるべきで、「雜伝」で扱われることにな

るといふのである。ここではわずか五十三年の間に五王朝十国が乱立するめまぐ るしい変動の中でも、臣下たる者は臣下として自らが戴く君主に忠節を尽くし、 生死はその君と共にすべきことを最大の道義と弁えるべであるとして、その遵守 を臣僚たちに求めるのである。「雜伝」というのはそれとは逆に、その道義を守 り通すことができず、君主よりも自己の都合を優先させた貳臣を記すために設け られたジャンルであつて、歐陽脩はこうした貳臣に対しては膺懲の念を滾らせ る。例えば陳から梁の太祖に鞍替えして一族の繁栄を築いた趙雙。けれども、趙 雙の一族は唐が梁を滅ぼすに及んで唐の莊宗に誅滅されたのであり(雜伝、趙雙 伝)、そのことを歐陽脩は

嗚呼、禍福之理、豈可一哉。君子小人之禍福異也。老子曰、禍兮福所倚、 福兮禍所伏。後世之談禍福者、皆以其言為至論也。夫為善而受福、焉得禍。

為惡而受禍、焉得福。惟君子之懼非禍者、未必不為福。小人求非福者、未嘗 不及禍。此自然之理也。始雙自以先見之明、深結梁太祖、及其子孫皆享其祿 利、自謂知所託矣。安知其族卒与梁俱滅也。雙之求福於梁、蓋老氏之所謂福 也。非君子之所求也。可不戒哉。(ああ、禍福の道理がどうして同一である う。君子と小人の禍福は異なつてゐる。『老子』に「禍は福の倚る所、福は 禍の伏する所」といふ。後世の禍福を論ずる者は、いずれも老子のこの言葉 を至論とみなしている。そもそも、善をなして福を得るのであれば禍に見舞 われることがどうしてあろう。悪をなして禍を得るのであれば、福を得るこ とがどうしてあろう。ただ君子だけが禍でないものに見舞われた場合、それ を幸福を得たとしたものである。それに対し、小人が福でないものを求めた 場合禍に見舞われなかつたためしはなかつたが、これこそは自然の道理であ る。さて、趙雙は始め先見の明によつて深く梁の太祖と結び、彼の子孫に至 るまで全ての者が梁の太祖の祿利を享受することになつたのは、趙雙は託す べき所を知つていたといふべきである。けれども、どうして自らの一族が梁 とともにほろぶことになるのを、始めの段階で分かつただろう。趙雙が梁の 太祖に福を求めたのは、思うにいわゆる老子の福である。君子の求めるとこ ろではない。戒めなければならぬところである。)

と戒める。二朝に仕える変節漢には誅滅による贖罪が見舞われるとの認定の中 に、雜伝に入る臣僚たちに対する忌避の念が際立つていよう。

「臣伝」に続いて用意されるのは、「死節伝」である。「死節の臣」の概念は「梁 臣伝第九」に見えた「全節の士」と同様で、「語曰、世乱識忠臣。誠哉。五代之

際、不可以為無人。吾得全節之士三人焉。作死節伝（死節伝第二十）の通りである。その後に「死事伝」が続くのであるが、「死事」というのも「死節」が節義に殉じる意であると同様、「（他人の）事に殉じた臣下」のことで、死節の臣に次いで高い扱いを受ける。

嗚呼、甚哉。自開平訖于顯徳、終始五十三年、而天下五代、士之不幸而生其時、欲全其節而不一者、固鮮矣。於此之時、責士以死与必去、則天下為無士矣。然其習俗、遂以苟生不去為当然。至於儒者、以仁義忠信為學、享人之祿、任人之國者、不顧其存亡、皆恬然以苟生為得、非徒不知愧、而反以其得為榮者、可勝數哉。故吾於死事之臣、有所取焉。君子之於人也、樂成其美而不求其備。況死者人之所難乎。吾於五代、得全節之士三人而已。其初無卓然之節、而終以死人之事者、得十有五人焉：作死事伝。（ああ、あまりのことである。開平年間より顯徳年間に至るまでの、都合五十三年は。天下は五代の時代となっていたその時に、不幸にしてその時に生まれ出た者の中で、自らの節義を全くして二朝に仕えまいとした者はもとより少なかった。こうした時に節義に殉ずるか、もしくは「不義の下からは去る」という道理で士を責めたなら、天下に士は存在しないことになろう。とはいえ、そうした習俗が「まがいなりにも生きて去ることはしない」ということを当然と考えさせるようになった。儒者に至っては、仁義・忠信を学びながら、他人の俸祿を受け、他人の国に仕えながら、その国の存亡を思うことなく、全ての者が「まがいなりにも生きて去ることはしない」という生き方を得な生き方とみなし、そうした自己の行いを恥じることを知らないでいるばかりか、却って得をすることを自己の榮譽としている者は、数え切れないほど多い。だから、私は事に殉じた臣に対しては、取る場所がある。君子は人が善をなすことを楽しみとして、完璧を求めることはしない。まして、死は人の憚るところであればなおさらのことである。私は五代において全節の士三人を見出した。当初は人より優れた気概はなくとも、最後は人のために命を投げ出した士十五人を発見した。：死事伝を作った。）（死事伝第二十一）

いかに戦乱の渦中、明日の存亡もままならぬ最中とはいえ、なりふりかまわぬ榮達を自らの榮譽とみなす時勢にあつては、その死が人のためである節義の持ち主は、これを全節の臣に次ぐ扱いでなおその節義の健全を顕彰しようというのである。

逆に「一行伝」というのは、世の不穩に見舞われて、その優れた才能を世に表

わすことができなかつた者たちの伝であり、それは「必有負材能、修節義而沉淪于下、泯没而無聞者（自らの才能を頼みとし、節義を修めながら下位に沈み、その存在が埋もれかすんで世に聞こえない者）」四・五人、「処乎山林而羣麋鹿、雖不足以為中（忠）道、然与其食人之祿、俛首而包羞、孰若無愧於心、放身而自得（山林に隠れ棲んで鹿と群を同じくしたことから、忠道はなすことはできなかつた者でも、その生き様を、他人の祿を食んで首を垂れたまま恥を包んで仕えた者に較べた場合、心に恥じることなく身を解放して自得して生きた点が却って優っている者）」二名、「勢利不屈其心、去就不違其義（権勢や利益もその心を屈服させることができず、去就の取り方も道義に違わなかつた者）」一名、「苟利於君、以忠獲罪、而何必自明、有至死而不言者（君に利益をもたらして、忠義によって仕えながら罪を得て、自ら弁明することはせずに、死んでも弁明の言葉を吐かなかつた者）」一名、「能以孝悌自修於一郷、而風行於天下者、猶或有之、然其事迹不著、而無可紀次、独其名氏或因見於書者（孝悌の徳によって一郷を修め、その風が天下に行われはしたが、その者の行跡が明らかとならないことから記録に残すことができなかつたが、けれどもその者の名が他の書に見えている者）」一人を記したものである。歐陽脩はすぐれた忠節の士の顕彰に意を注ぐ一方で、世に知られることなく没した忠節の士の捜出をも怠るものではなかつた。

こうであれば、歐陽脩の『新五代史』における立伝の目的は、さながら五代に生きた臣下の忠義心を個別に顕彰し、各人の忠義心の厚薄を「死節」「死事」「一行」「臣伝」「雜伝」に書き分けることで、いかに乱世であれ臣下たる者の道義がどうあらねばならないかを世に呈示する点にあつたということになろう。歐陽脩自身、「王彦章画像像記」（『全集』卷三十九）の中で「予於五代書、窃有善善惡惡之志（私は『新』五代史』の中で窃かに善を善とし、悪を悪とする意欲を試みた）」と述べている通りである。「死節」「死事」の「全節の臣」から「雜伝」に入った変節の臣に至るまでが、一様に一朝に殉ずる忠義心の有無によって較量され、その帰属が判定されたのであつて、「死節の臣」とはその忠義の情を滾らせた者たちであり、逆に「雜伝の臣」は、その劣悪によって乱世の社会状況に付け入り、自己の榮達を目論んだ利己心の持ち主のことである。歐陽脩の『新五代史』には、「死節」「死事」の「全節の臣」はほとんどおらず、逆に「雜伝」に入った臣下は圧倒的に多い。おそらく、歐陽脩にとっては五代の乱世が出来した原因は、臣僚たちが君を忘れて自己の保身と榮達に走つたことに見出され、それ故に臣下の利己心の矯正こそが乱の出来を未然に防ぐ方策であることが思われたのである。

う。

けれども歐陽脩は五代の後の宋に生まれ、その時にとりまいた状況にはなお不穩が認められたとしても、平穩が謳歌される状況にあった。そうした中において歐陽脩が『新五代史』、なかんずく「死節」「死事」の各伝を著わしてそこに君に殉ずる臣下の気概を賞賛したのは、君に殉ずるまでの忠義の必要性がなお宋の現在にも引き継がれていたからであり、かつそれは、五代の乱世が忠義心の喪失として、宋の鑑戒とならねばならない意義を有していたからであろう。それが北方の遼・金等の異民族の寇難が中国に与え続けている恐怖によってもたらされていることは見易いが、と同時に、宋朝の士大夫がそうした異民族の恐怖に打ち勝つ武器として、忠義の意識を身につける必要が、忠義心の喪失を警戒する歐陽脩には思われたのであろう。『新五代史』の著述は、単に『春秋』を模倣して五代を後世に対する鑑戒として伝えることだけに主眼が置かれたのではないかもしれない。

三 「死節伝」の意味―『春秋』との関わりにおいて―

全節の臣を節義に殉ずる位相で顕彰することがなぜ『新五代史』においてなされたのか。いな、臣下の全節を節義に殉ずる位相で検証し、それを基準に臣下の善し悪しを描き出すことが『春秋』を模倣する『新五代史』において何故になされなければならなかったのか。想起すべきは『春秋』桓公二年の「春、王正月戊申、宋督弑其君与夷、及其大夫孔父」、莊公十二年の「秋、八月甲午、万弑其君捷、及其大夫仇牧」、及び僖公十年の「晋里克弑其君卓、及其大夫荀息」という三つの事件であろう。これらの事件に対する北宋人劉敞の解釈は以下のような²⁷。

まず桓公二年の「春、王正月戊申、宋督弑其君与夷、及其大夫孔父」については、その状況を

先君の宣公が自己の子を差し置いて自らを宋の世継ぎに選んでくれた恩情に報いるべく、自らも子の太子馮を立てることをせずに、宣公の子の与夷を選んで彼を宋の世継ぎにした穆公は、その後見を孔父に委嘱した。孔父は国人が穆公の子の馮を世継ぎに望んでいる旨を伝えて再考を促したが、穆公は聞き入れなまま他界した。与夷は即位して公（殤公）となり、その後の在位十年間に十二度も戦役を起こし、宋の民は苦しんだ。そこで督が殤公を弑し

て鄭に出されていた馮を宋に迎え入れる工作を進めたが、穆公の遺命をうけている孔父が生きているのでは殤公の弑殺が成就しないと、先に孔父の家を攻撃した。事態を聞きつけた殤公は、孔父が死ねば自らも生きておれないことを悟って軍を差し向けたが、結局殤公と孔父は共に殺されてしまった、と説明し、そこでの孔父については、「孔父之智則衆、孔父之忠則尽矣。託六尺之孤、寄百里之命、知必死而不避。孔父可謂処命不渝矣〔孔父の智は多く、彼の忠疑心は十分であった。幼君の後見を頼まれ、一國の政令を任せられ〔論語〕泰伯篇の言葉〕、自ら命がないことを知りながら、その任を避けなかった。孔父は遺命に従って変更することはなかった」と、先君との約束を守り、命をかけて殤公の後見の任に当たり、その任に殉じた姿を絶賛する（『春秋劉氏伝』卷二）。

宋の万は魯の莊公と戦って生け捕りにされたことがあった。数ヶ月の捕虜生活を終えて万は宋に戻され、大夫となった。ある日、閔公と賭博に興じ、夫人も居並ぶ中で万は魯の莊公の氣品を思い起こし、それが口について出てしまった。日頃、夫人たちに自らの容貌を誇っていた閔公は自尊心が傷つけられ、万を魯の捕虜となった者と罵り、怒りにほだされた万は、閔公の首をへし折って殺してしまった。事件の発生を伝え聞いた仇牧が駆けつけると門前で万と出くわし、剣を取って万を誅殺しようとしたが、逆に万の肘打ちを受け、頭を叩き割られて死んでしまった、

と説き、仇牧を「仇牧之智則未。仇牧之忠則尽矣。疾其疾而忘其力、憂其憂而忘其生、仇牧可謂不畏強禦矣（仇牧の智はまだ十分ではない。が、仇牧の忠義心は十分である。その疾むべきを疾んで自己の実力は忘れ、その憂うべきを憂えて自己の生命を忘れた。仇牧は強禦を畏れなかったというべきである）」と、自己の無力をさえ忘れて弑殺の大罪人を討つべく馳せ参じた氣丈夫として顕彰する（『春秋劉氏伝』卷三）。

最後の僖公十年の「晋里克弑其君卓、及其大夫荀息」については、

晋の献公が里克が守り役を務めていた太子の申生を殺し、寵愛する驪姫の子の奚斉を改めて太子に立てた。その守り役には荀息が当てられた。献公はみまかる直前、荀息を呼んで「信」とは何かを尋ねると、荀息は「死んだ人生き返らせて、その生き返った人の前で自分がかつてその人に頼まれたことを口にして、何ら恥じることのない場合には信と申せましょう」と答えた。献公が死に、奚斉が即位すると、里克は荀息に奚斉が正嫡の申生を殺した上

で即位した事実を衝いてその退位を画策したが、荀息は献公に答えたことと同じことを伝え、里克はやむをえず独力で奚齊を殺した。そこで荀息はやはり驪姫の子である卓子を即位させたが、里克は卓子までも殺し、荀息はその中で卓子を守り討ち死にした、

と説明し、その行為を「荀息可謂不食其言矣(荀息は言ったことに違わなかった)」「荀息之智則未。荀息之義則尽矣。託六尺之孤、寄百里之命、臨大節而不可奪(荀息の智はまだ十分ではなかったが、荀息の忠義心は十分であった。幼君の後見を頼まれ、一国の政令を任され、大事件に臨んでも動揺することがなかった)」と評し、命をかけて先君との約束を守り通そうとした気概を尊ぶのである(『春秋劉氏伝』巻第五)。

『春秋』中に、君主の遺命を一途に守ってその実践を怠らなかつた臣下の三人が、このように孔子によって賞賛されているとの事実は、孔子が『春秋』に託した意欲がそうした臣下の登場を願うものであったとの理解を容易に創出させたであろう。『春秋』中のこの三人の生き様を『新五代史』死節伝中の「語曰、乱世識忠臣、誠哉。五代之際、不可以為無人。吾得全節之士三人焉」(前出)という歐陽脩の言明に照応するとみごとに重なり合うのであり、『新五代史』で全節の士が三名掲げられているのも、あるいは『春秋』で忠臣と称えられているのが孔父・仇牧・荀息の三名であることに符合させてのことかもしれない。それかあらぬか、歐陽脩が「全節の臣」として描き出す「死節伝」中の人物は、その行動が『春秋』中の孔父以下の三人と同等の生き様を有しているのである。

死節伝中、最初に登場するのが王彦章である。

王彦章、字は子明。鄆州寿張の人。若くして軍卒となり、梁の太祖に仕えた。

末帝が即位した頃には濮州刺史になり、ずば抜けた体力を有し、他人には持つことのできぬ鉄の槍を振るい、そのやりは「王鉄鎗」と呼ばれた。梁が晋と天下を争ったとき、王彦章は常に晋王を軽んじて「鬪鶏の雛を恐れる必要はない」といつていた。魏・相等の六州を二つの鎮にまとめたとき、魏軍が梁の命令に従わないことを恐れた梁は、彦章を魏に差し向け、魏人は彦章を迎え撃ち、そのまま晋に降った。晋は澶州を攻めると彦章の妻子を捕虜にして厚く待遇し、彦章の晋への投降を促した。けれども、彦章は晋の死者を斬り殺し投降を拒否したが、晋は彦章が梁にあることを恐れ、彼の妻子に対する扱いはますます厚くなった。

梁と晋の戦いが激しさを増すと、彦章は梁で一層重く用いられたが、末帝が即位すると梁の政治は趙巖・張漢傑に牛耳られるようになった。逆に彦章ら宿将や

大臣は遠ざけられ、梁は晋との戦いで敗戦を余儀なくされた。そうした中、宰相敬翔の捨て身の進言が功を奏し、王彦章が再び招討使に任ぜられ、段凝がその副将となつて鄆州を取つた晋軍に当たると、晋軍はわずか三日で後退した。時に晋の莊宗は魏にあつて王彦章の出撃を聞くと自らもすぐさま出撃し、王彦章に挑みかかった。この時、副将となつた段凝は王彦章とは合わず、末帝の下にいる趙巖・張漢傑らと通じ、梁の国政を左右する画策に出た。彦章が晋の南城を落とすと彦章と段凝の二人は共に「捷書」を末帝に送つたが、段凝は人を使って自らの捷書だけを末帝に見せ、彦章の書は見せないようにした。褒美にあづかつたのは段凝だけで彦章には及ばなかつた。あまつさえ、趙巖の画策で彦章は招討使の任を解かれ、段凝がその任に当たることとなった。

ほどなくして、唐兵が袁州を攻めると末帝は彦章を召して守提東路に任じ、その撃退を命じた。けれども与えられた兵は新米が五百人で、とても敵兵に当たることが困難であつた。彦章軍は敗退を繰り返していたが、そうした最中、かつて彦章と親交のあつた唐将の夏魯喜が彦章の振るう鉄鎗の音を耳にして、彦章に傷を与え虜にした。その捉えられた王彦章を前にして莊宗は、「そなたは儂を子供扱いにしてきた。それが今日、儂に服するののか」とからかい、「そなたはよく戦つたがどうして袁州を守らずに中都を守つたのか。中都には壁堅がないから守りようがないではないか」と尋ねると、彦章は「大事は去つた。人力の及び得るところではない」と答え、彦章に哀れみを覚えた莊宗は彦章に薬を与えて傷を癒してやつた。莊宗は彦章の驍勇を愛し、彼を助けようと思つたが、彦章は「臣と陛下血戦十余年。今兵敗力窮、不死何待。且臣受梁恩、非死不能報。豈有朝事梁而暮事晋、生何面目見天下之人乎。(私は陛下と血戦することが十年余りになります。今私は、兵は敗れ力は尽き、死以外のなものも待ちません。かつ、私は梁の恩を受けていて、死以外に報いる道を知りません。その私が朝方には梁に仕えていたのが夕方方には晋に仕えて生きながらえたなら、何の面目があつて天下の人に顔向け出来ましょう)」と答え、莊宗の厚意を辞退した。それでも莊宗は彼を翻意させようとして子の明宗を彦章の下へ差し向けたが、やはり辞退して殺されてしまった。享年六十一歳であつた、と。

王彦章に続いて死節伝に記されるのは裴約である。

裴約は潞州の牙将であつた。晋の莊宗は李嗣昭を昭義軍節度使とし、裴約を裨将として沢州を守らせた。李嗣昭が亡くなると、子の李継韜が沢・潞の両州を手みやげに梁へ降ろうとした。裴約は州人を呼び彼らを論じて「私は李嗣昭様に二

十年余り仕え、その間、李嗣昭様が我々に財産を分け与え饗応してくだされて仇敵の梁に報復されようとして来たのを見てきたが、李嗣昭様は不幸にして早逝された。その李嗣昭様の喪に服し、まだ埋葬も済んでいない最中、継韜様は君親に背こうとしている。私はここで死ぬことはできても、梁に降ることはできない」と言った。衆兵は感涙にむせた。梁軍が沢州を囲むと裴約は救いを莊宗に求めた。この時莊宗は黄河のほとりで梁軍と戦っていたが、継韜が背いて梁に降ったことを聞いて憂色を深めていた。けれども裴約が晋に背かずに行ったことを聞いて、喜んで「儂は継韜に対しては薄く、裴約に対しては厚く報いたというようなことはない。にも拘わらず裴約は順逆を弁えておった」といって、符存審に「儂は沢州を梁にくれてやるのは惜しくない。けれども裴約を手に入れることは難しい。お前は儂のために裴約を救い出し、連れて帰って来てくれ」と命じた。存審が五千騎を従えて遼州に馳せ参じた頃には、梁兵がすでに沢州を敗り、裴約は殺されていた。

最後に記されるのが、周の世宗の時の人、劉仁贍である。

仁贍、字は守恵、彭城の人。南唐に仕え、左監門衛將軍、黄・袁二州の刺史となり、至る所に治が称された。李景は親軍を掌管させ、武昌軍節度使とした。周軍が淮河を討征すると、李景は劉彦貞を差し向けて周兵に抵らせ、仁贍を清淮軍節度使として寿州に出鎮させた。周軍が退却し始めたのを見た劉彦貞は仁贍の止めるのも聞かずに追撃し、逆に敗走する結果となった。周の世宗がまた寿州を攻めてそこを幾重にも囲むと、舟に大砲を乗せて淝河から寿州を攻撃し、巨竹十万余を束ねてその上に板屋を仕立てて淝河に浮かべ、それを「竹籠」と称して甲士を乗せ、寿州の攻撃に当たらせた。けれども淮河や淝河が洪水を起こすとそれらは南岸に流され、李景軍に焼かれ、周兵の多くが殺された。それでも世宗は懲りず、濠梁まででばると李重進を廬寿都招討使に任じ、李景の方でも元帥の齊王景達等を使わして紫金山に砦を築かせ、下に夾道を造って寿州の城中と繋させた。李重進と張永徳の両軍が不和であった状況を見るや、仁贍はしばしば出撃を請うたが、景遠は許さず、仁贍はために病を発した。

翌年正月、世宗は再び淮河まで攻め入ると紫金山の砦を破り、夾道を壊し、李景軍は大敗して諸將が捉えられ、守りきることができない状況となった。李景側では周に臣事し、土地を割譲し、貢職を入れることを条件に和睦を結ぼうとしたが、仁贍だけが固く守って降ることができないでいた。そこで世宗は李景が遣わして来た孫晟らを仁贍のいる城下まで行かせて仁贍に会わせ、仁贍の子の崇諫は

父の病をよいことに諸將と周に降ることを謀議し、それを知った仁贍は崇諫を斬ろうとした。監軍使の周廷構が中門で哭して崇諫の命乞いをしたがかなわなかった。かくして、士卒は感涙して命がけで寿州を守ることを誓った。

その年の三月、仁贍の病が一層重くなり、周りの人が誰かも分らない状態となった。彼の副使孫羽が仁贍の書であると偽って、城を携えて周に降った。周の世宗は病身の仁贍を自己の帳前まで運ばせると、嗟嘆して彼に玉帯と馬を賜い、城中で療養させたが、この日に他界した。世宗は「劉仁贍は忠義を尽くして仕え、その高い節義には欠けるところがなかった。前代の名臣でも幾人が彼に比肩できよう。私が南征し得た成果で多とすべきものは、そなたを得たことである」と告げた。

以上が「死節伝」が掲げる「全節の臣」三名の列伝である。

功績の大きさではなく、君主に仕える一途さだけを臣下の忠義の証として、歐陽脩は賞賛するのであって、それはまさしく孔父等の三大夫が「春秋」中で称揚された理由と軌を一にしよう。その一途さの消滅が保身を一義とする「雑伝」の臣を誕生させ、それが五代の乱世に拍車をかける結果となった、というのが歐陽脩の認識であったのであろう。それだけに、「死節伝」に記されるごとき全節の臣の登場が以後の宋王朝存続の要請と密接に絡むのであって、歐陽脩にとって臣下たる者の道義心の涵養とその昂揚は、それ故に緊急を要したのであろう。命をかけて忠節を尽くす臣下に対しては、それがいかに多大な犠牲を伴うものであったとしても、称賛の筆を惜しむことのない歐陽脩には、そのような危機意識が漂っている。

四 忠義心と宋王朝

歐陽脩が死節伝を著わして「全節の臣」三名を顕彰したのは、『春秋』中には孔父等の三名が君主に殉じたその臣節が孔子によって表彰されている、との理解によるであろうことは、今しがた述べた通りである。その後に歐陽脩は死事伝を著わし、全節の臣にも相当する十五名の列伝を準備して、彼らが君主に殉ずる忠義心の持ち主であった事実を明らかにする。そうした彼がそれにも拘わらず「死節伝」に入れなかったのは、彼らの生き様の中に複数の王朝に仕えた変節があった、それが彼らの全節を汚しているからである。

「死事伝」の劈頭に記されるのは張源徳である。梁將として貝州の地を守り、

まわりの六鎮十州の地がこぞって晋に陥される中で貝州の一州を守り通していた張源徳には、食糧も尽きて、晋への投降しか生きながらえる道はなかった。それにも拘わらず、張源徳は彼に従う諸將の勧めにも従わず、晋軍に対する抗戦を主張して、ついに自軍の兵士に殺されてしまうほどの、梁に対する忠義心を滾らせた者であったが、しかしその張源徳は初め晋に仕えた者であって、彼はその早年、李罕之に従って梁に降った者であった。(張源徳伝)

晋の莊宗に仕え、自ら血路を開いて莊宗を窮地から救うなど数々の武功を挙げ、最後は晋に対して謀反を起こした董璋の軍に囲まれ、救援がない中で、董璋軍に降ることはできないとして自刎して果てた夏魯奇は、初め梁に仕え、その後晋に走った者であった。(夏魯奇伝)

董璋は謀反を起こすとすぐさま閬州を守る姚洪に手紙を出して彼を陣中に招こうとしたが、姚洪はその手紙を受けるとそれを廁へ投げ捨てた。閬州を破って姚洪を虜にした董璋は姚洪を厳しく詰問し、彼を釜ゆでの刑に処したが、その際、姚洪はみじんも怯懦をみせずに董璋の不忠を叫び続けて死んでいった。その姚洪はかつて董璋に従って梁に仕えた者であり、その後唐に降った経歴の持ち主であった。(姚洪伝)

以下、王思同・張敬遠等十二名の者も、その君主に捧げる忠烈が嘉納されて「死事伝」に記されたのであったが、彼らは一樣にその経歴の中で二朝に仕える不義を犯していた。こうした瑕疵がありながら、歐陽脩が彼らが君主に捧げた忠烈を嘉納してなお顕彰に務めたのは、乱世における忠烈の遂行はそれほどまでに尊いものであり、かつ臣下の当為として要請されたからにほかならない。

天下五代、士之不幸而生其時、欲全其節而不一者、固鮮矣。於此之時、責士以死与必去、則天下為無士矣。然其習俗、遂以苟生不去為当然。至於儒者、以仁義忠信為學、享人之祿、任人之國者、不顧其存亡、皆恬然以苟生為得、非徒不知愧、而反以其得為榮者、可勝數哉。故吾於死事之臣、有所取焉。君子之於人也、樂成其美而不求其備。況死者人之所難乎。吾於五代、得全節之士三人而已。其初無卓然之節、而終以死人之事者、得十有五人焉。

(死事伝第二十一、前出)

乱世である世情に生きる臣下であるからこそその忠義の完璧が臣下たる者に課せられているとの認識と、いかにそれが妨げられる状況下でもなお忠義の実践は画されなければならないとする意識が横溢するのであって、その間に撞着はない。逆にそれをなしえぬ臣下には雑伝、「夫人于雜、誠君子所羞、而一代之臣、

未必皆可也」(前出)との、さながら臣下の不忠に対してはこれを貶黜するかのとき伝を準備して、その不忠を膺懲するようにしむけているのが歐陽脩の『新五代史』であるといつてよい。

主君を変える変節を膺懲するのが雑伝を準備した目的であるならば、最初に雑伝に入れられなければならないのは、五代の九君に仕えその榮達を維持し続けた馮道でなければなるまい。雑伝第四十二の馮道伝で歐陽脩は馮道の「長樂老叙」を読んだときの印象を記し、

伝曰、礼義廉恥、国之四維。四維不張、国乃滅亡。善乎、管生之能言也。礼義、治人之大法。廉恥、立人之大節。蓋不廉則無所不取。不恥則無所不為。

人而如此、則禍乱敗亡、亦無所不至。況為大臣而無所不取不為、則天下其有不乱、国家其有不亡者乎。予読馮道長樂老叙、見其自述以為榮、其可謂無廉恥者矣。則天下国家、可從而知也。(伝に「礼・義・廉・恥は国を支える四本の綱である。四本の綱が張られなければ、国は滅ぶ」という。管仲がかく言うのはみごとである。礼と義は人を治める大きな法則であり、廉と恥は人道を立てる大きな節義である。思うに廉節でなかったならば何でも取ろうとし、恥を弁えなかったならば、何でもしてかしてしまふ。人であつてこのようであれば、禍乱敗亡が至らないことはないことになる。まして大臣となつて何でも取り、何でもしてかしてしまえば、どうして天下が乱れないことがあり、国家に滅びないものがあるろう。私は馮道の「長樂老叙」を読んで、彼が自ら述べて榮誉としている様をつぶさに見ると、彼は廉恥の心を持ち合わせていない者といわざるをえない。そうであれば、彼のような者の治める天下・国家がどうなるかは、推測がつこう。)

という。伝中では、その人の生涯を客観的に描き切ることを建前とする欧陽脩には珍しくその人の作品を持ち出して事前にその生き様を罵るのであって、それだけに馮道の変節を繰り返して榮華を維持した破廉恥が、欧陽脩にとつていかに容認しえないものであったかは、容易に推測がつこう。この馮道の生き様に対しては、欧陽脩と同時代人の司馬光も同様の見解を持するのであつて、『資治通鑑』卷二九一、後周紀二、太祖顯徳元年の「庚申、太師・中書令瀛文懿王馮道卒」の所で、司馬光は右の欧陽脩の發言を引用した後、更に

臣光曰、：臣之事君、有死無貳。此人道之大倫也。苟或廢之、乱莫大焉。：臣愚以為、正女不従二夫、忠臣不事二君。為女不正、雖復華色之美、織紉之巧、不足賢矣。為臣不忠、雖復材智之多、治行之優、不足貴矣。(臣司馬光

が言う。：臣が君に仕える場合、死すとも二心を懐くことはない、というのは、人道の大倫である。仮初めにもこの道を廢したならば、この上なしの大乱が起ることとなる。：私が思うに、正しい女は二人の夫に仕えることはなく、忠義の臣下は二人の君主に仕えることはない。女であつて正しくなければ、華やいだ美しさや機を織る優れた腕前があろうとも、賢女と認めるところはできない。臣であつて不忠の者は、優れた才能を持ち合わせ、統治に長けていたとしても、貴ばれることはない。

と続けて、「道之為相、歴五朝八姓(馮道は五朝八姓の国に仕えて宰相となつた。(五朝とは唐・晋・遼・漢・周。八姓とは唐の莊宗・明宗・潞王を各一姓として数え、更に石晋・邪律・劉漢、及び周の太祖・世宗を数えるのである)」(同上)を責め立てる。馮道に対する評価は毀譽相入り交じるのが常であるが、その馮道を五代の全朝に仕えた変節漢として糾弾する司馬光は、それだけに臣下の二君に仕える不忠の害毒が奸臣の増多を招き、いずれば君主を弑殺して、国家を転覆に導く遠因となる危惧を見据えるものであつた。

君則興亡接踵、道則富貴自如。茲乃奸臣之尤。：彼相前朝、語其忠則反君事讐。語其智則社稷為墟。後來之君、不誅不棄、乃復用以為相、彼又安肯尽忠於我而能獲其用乎。(国の存亡に関わる事態に君は頻繁に直面しているのに、馮道は富貴に身を任せていた。彼こそは奸臣の最たる者である。：彼は前の朝では宰相を務めた者であるが、彼の忠義を語れば、君に背いて讐に仕えた輩であり、智を語れば、社稷を虚しくさせた者である。後の君となる者が、馮道を誅殺、ないし罷免せずに再び彼を宰相に登用したとしても、彼がどうして我が朝に忠義心を尽くし、かつ彼から応分の働きの得られるということがある。) (同上)

と。司馬光が馮道に懐く感情は歐陽脩が二君に仕えた変節の臣に対する認識と等質のものであり、二君に仕える不忠を忌避する意識は当時決して歐陽脩一人の感概に止まるものではなかつた。

ならば何故に北宋の当時において殊更に五代の乱世がそのような二君に仕える臣下の不忠との関連において捉えられるのか。その一つはすでに指摘したように、北宋における異民族の宋への侵攻が常に予想されたことにも起因しようが、もう一つ、再度五代の乱世に至る危惧が現在の社会にも見出されていて、それが歐陽脩に――特に君臣の關係の場において――警戒感を強めさせていたからではなかつたか。

慶曆三年(一〇四三年)、澧州の知事がその地に生える柿木に「太平之道」の四字が現われたのを吉兆として献上してきた。それに対し、歐陽脩はそれを朝廷に媚びる行為として断罪し、当時が決して「太平」ではありえない状況を説いて次のように上申した。

臣謂、前世号称太平者、須是四海晏然、万物得所。方今西羌叛逆、未平之患在前、北虜驕悍、藏伏之禍在後。一患未滅、一患已萌。加以西則瀘戎、南則湖嶺、凡与四夷連接、無一処無事。而又内則百姓困弊、盜賊縱橫。昨京西陝出兵八九千人、捕数百之盜、不能一時翦滅、只是僅能潰散。然却於別処結集。今張海雖死、而達州軍賊、已近百人、又殺使臣、其勢不小。興州又奏八九十人、州界皇皇、何以存濟。以臣觀之、乃是四海騷然、万物失所。実未見太平之象。「私が思いますに、前世で「太平」と呼んだものは、四海の内が安泰となつて、万物がその所を得た状況をいうのであります。ところが今日、西羌(西夏)が叛逆し、まだ平定されていない患いが眼前に存し、北虜(契丹)が驕慢となつて、隠れ伏して中国を狙う禍が背後に存します。一つの患いがまだ消え去らない内にもう一つの患いが出現しております。その上に、西は瀘戎、南は湖嶺といった四夷と境を接した地域は一箇所も無事なところはありません。そうして国内では民は疲れ果て、盜賊が横行するあり様です。昨年には、京西・陝西より八・九千人が出兵し百人ほどの盜賊を捕らえました。一時の内に殲滅することはできませんでした。せいぜい解散させた程度です。賊は却つて別なところで結集する始末です。かの張海はもはや死んだとはいへ、達州に蟠踞する軍賊はすでに百人にも達し、使節の者を殺すなど、その勢力は小さいとは申せません。興州からはまた八・九十人の盜賊が報告され、州界はどのようにして救おうかと浮き足立つしまつ。私から見ますと、四海の内は騷然として、万物はその所を失つています。まだ太平の兆しを見させているとは申せません。」(論澧州瑞木乞不宣示外廷劄子)『全集』卷百三)と。歐陽脩においては、天下の不穩はなお謀反人(盜賊)が継起して乱世の余韻を揺曳させている現状に見出されているのであつて、こうした例は極めて多い。

臣窃見自古国家禍乱、皆因兵革先興、而盜賊繼起、遂至橫流。後漢隋唐之事、可以為鑑。国家自初兵興、必知須有盜賊、便合先事為備。而謀国之臣、昧於先見、致近年盜賊縱橫、不能撲滅。未形之事、雖或有所不及。已兆之患、豈可因循不為。(私が窃かに見てみますに、昔より国家の禍乱はいずれの場合も戦争が先ず起こり、盜賊が続いて起こつて手の施しようがないほどに至

ることによって生じます。後漢・隋・唐のことはその鑑戒となりましょう。国家は初めて兵を興した段階で盗賊が継起することを弁えて、事に先立って備えをなすべきであります。ところが国事を図る臣には先見の明がなく、近年の盗賊の跳梁を招く始末で、撲滅もおぼつかない有り様です。まだ形をなしていないものに対しては対応しきれない場合もあります。すが、すでに形を成している患いに対しては、どうして旧来のまま手を拱いてよいことがありましよう。

〔論沂州軍賊王倫事宜劄子〕『全集』卷九十八

臣窃聞、近日張海・郭貌山与范三等賊勢相合、転更猖狂、諸処奏報、日夕不絶。伏惟聖慮必極憂勞、不聞廟謀有何処置。臣窃見朝廷作事、常有後時之失、又無慮遠之謀。患到目前、方始倉忙而失措。事纔過後、已却弛慢而因循。〔私が聞くところによりますと、この頃張海と郭貌山が范三等の賊と勢いを合わせ、一層激しく荒らし回り、各地からの報告は一日中絶えることがありません。伏して思いますに、陛下のご配慮が憂勞を窮めておりますものの、廟での謀議では何の措置も見い出せずにいるありさまです。私が窃かに朝廷でなされることを見えますと、常に事態に間に合わない失態があつて、遠大な謀議もありません。患が眼前に至ると初めて大慌てで対応しますが、措置すべきことを失っております。事がわずかに通り過ぎると、却つて弛んだまま嘗てのやり方を踏襲する始末です〕〔論京西賊事劄子〕『全集』卷百

更にはその一例である。しかも、そうした不穩は右の挙例にも確かめられるが、

臣伏見天下官吏員數極多、朝廷無由遍知其賢愚善惡。審官三班吏〔二〕部等処、又只主差除月日、人之能否、都不可知。諸路轉運使等、亦別無按察官吏之術。致使年老病患者、或懦弱不材者、或貪殘害物者。此等之人布在州県、並無黜陟、因循積弊、冗濫者多、使天下州県不治十有八九。〔私が伏して見えますに、天下の官員の数は極めて多く、朝廷は彼らの賢愚善惡を遍く知る術がありません。審官・三班の二部署ではただ官職の任命をつかさどる毎日、人物の能否はいずれも知りません。諸路轉運使等も、また別に官吏を監察する術を持ち合わせていません。毎年年老いた者や病弱者、あるいは懦弱で不材の者、あるいは貪欲で民を害する者を用いる結果になつております。これらの者は、州・県にあまねく存在して罷免されることなく、その弊害が積もりつゝつて不要な官吏が多くなり、天下の州・県の八・九割も占める有り様です。〕

〔論按察官吏劄子〕『全集』卷九十八

や

臣窃怪在朝之臣、尚偷安静、自河以北、絶無処置、因循弛慢、誰復挂心。〔私が窃かに不思議に思うところでございますが、在朝の臣が安寧を盗んで、河北より北に対しては何ら方策を講ずることなく手を拱ねくばかりで、気を緩め怠慢を続けるのであれば、誰がこのことに心を留め置きましよう。〕

〔論河北守備事宜劄子〕『全集』卷九十九

においても認められ、それらはいずれの場合も朝廷に仕える臣僚たちがそれにあつた能力を持ち合わせていなかったり、あるいは眼前に存在する朝廷の危機に気づかず、「因循」して、すなわち旧来の政治を踏襲してこれを改めることなく、現今の危機に適切な対応を欠いたまま、更にその危機を増幅させている構図で描かれるのである。それは欧陽脩が『新五代史』の中で示す乱の構図が

是時、太祖与漢、未有間隙之端、其無君叛上之志、宜未萌于心、而其所以拒。太祖既処之不疑、而漢廷君臣亦置而不問。其上下安然而不怪者、豈非朝廷法制綱紀乱相乘。其来也遠、既極而至於此哉。〔この時、周の太祖と漢の間には、まだ間隙を生む兆しはなく、君を無視の上に叛く意図もまだ心に萌ていなかった。にも拘わらずそののでかしてしまったことがこの様であるのはなぜか。思うにそうしたことが習慣となり常時となつてしまったからであろう。だから今回の乱が喜怒の感情や顎で使われる無礼から生じたものでありながら白文珂もそれに違えようとはせず、王守恩も拒むことができなかった。漢の太祖は降つてきた王守恩を迎えて疑うことなく、漢廷の君臣もまた不問に処して問うことをしなかった。漢廷は君臣がともに安然として王守恩を疑わなかったが、それがどうして朝廷の法制や綱紀が乱れたことに乗じた結果でないことがある。その原因は遙か遠くに兆し、それが極まつてここに至つたのである。〕

〔雜伝〕第三十四、王建立伝

五代之際、其禍害不可勝道也。豈非積習之久而至於是歟。〔五代の間の禍害の様は、とても言い切れるものではない。それがどうして習慣となつて久しく積まれ、かくまで立ち至つてしまった結果でないことがある。〕

〔雜伝〕第三十九、范延光伝、一部前出

前史所載宦者之禍常如此者、非一世也。夫為人主者、非欲養禍於内而疎忠臣碩士於外。蓋其漸積而勢使之然也。〔前代の史書に載せる宦官の禍がこのようであるのは、一世のことではない。そもそも人主となつた者が禍を内に

養い、忠臣や碩士を外に疎外しようと思つたわけではない。思うにこうしたことが積み重ねられ、その勢いがこのようにさせたのであろう。」

〔宦者伝〕第二十六

という形式をとって、旧態依然とした政策を継承し、現実に必要な措置を怠つた結果であると説かれるのと、軌を一にしよう。前に掲げた欧陽脩の奏疏文の中にはそのほとんどに「因循」の語が用いられていたが、黄進徳氏はそれらのいずれもが「守旧」「怠惰」「弛慣」「猶豫（ためらい）」を意味し、当時宋王朝が患つていた病根であることを指摘する。その「因循」の様相は右の『新五代史』における乱の分析と全く同じであつて、欧陽脩が『新五代史』の中で五代の乱の原因を、誤りを改めないまま惰性に流されてその政策を継承している延長線上に見定めている事実は、まさに「因循」にまかせて旧態依然とした政策を採り続ける現今の政治の中に危機を見出している彼の意識と、みごとに重なり合うであろう。その結果、五代・十国が中華の圏外に胡族等の異民族の脅威にさらされて打開策を講じられないまま乱世に浮沈したように、遼・金等の異民族に苦しむ宋王朝の現在が、旧態依然とした政策を踏襲したまま何ら功を奏することなく浮沈する構図で、欧陽脩には危惧されたのである。それだけに、欧陽脩においては、五代の乱世は、現今の宋王朝に対する鑑戒であり、乱世の再来を予防する警鐘であらねばならなかつたのである。

結語

欧陽脩の春秋学に話を戻すことにする。

かつて指摘したように、欧陽脩は先輩の孫復の春秋学を継承することで『春秋』に対する理解を開いた者である。その関係を宋の李薦は「文忠公学春秋于胡瑗・孫復」(『師友談記』)とまで言い切るが、「如脩之愚、少無師伝而学出己見」(『回丁判官書』『全集』卷六十八)ことを述べる欧陽脩に照合すれば、互いの間に師弟関係が認められないのは周知の事実である。けれども、師弟とみまがうばかりの孫復へ寄せる私淑の念が欧陽脩に存するのも事実で、欧陽脩の春秋学は孫復に胚胎し、その性格は孫復と等質であることは承認されてよい。そうした関係が予想される両者の春秋学の関係でありながら、欧陽脩の春秋学は何故に『新五代史』の著成へと結実し、そこに「尊王の理念よりも「君主に殉ずべき臣下の道義を模索させることになつたのか。最後にこの点について考察を試みることにした

い。

いったい、孫復が『春秋』中に認めた孔子の理念は、「天子至尊。非諸侯可得侑(天子の地位は至つて尊く、諸侯が対抗しえるものではない)」(『春秋尊王微』僖公三十年「冬、公子遂如京師、遂如晋」・「天子至尊。故所至称居。与諸侯異(天子は至つて尊い。だから至つた所では『居る』と称する。諸侯とは異なるのである)」(同上、僖公二十四年「冬、天王出居于鄭」)との尊王思想であつた。周は名目上、天子としての絶対的な地位を有する者であつたが、当時の周はそれがかなわぬほどの衰退を示していたことが中国から道義を失わさせ、それが天下に秩序の攪乱と夷狄の侵掠をもたらしたとの認識が、孫復をして孔子の『春秋』に託した理念が尊王意識に基づく秩序の回復であることを思わせて、『春秋』中に天子の絶対とその尊厳を様々な形で模索させたのである。そして、そうした孫復の春秋学の特質は、当時の宋王朝が不足していた皇帝権力の不足を補う意識と共通のもので、宋朝がその確立を急いだ大義名分論に基づく皇帝権力とみごとに重なり、時代の要請に応える素地を有したのである。

欧陽脩の『新五代史』をこつた孫復の『春秋』解釈に比較すれば、欧陽脩が視座にしたのは乱の原因となつた臣道の喪失で、孫復が天子の権威を確立する方向で議論したのは逆方向をたどることになつたといえよう。それだけに、欧陽脩にとつて乱世とは臣下たる者の精神の問題とも意識されたことになる。けれども、欧陽脩の指摘した臣道の喪失がそれを補い修復することによって健全化する皇帝権力を見据えていたとすれば、それもやはり当時の社会が求めていたもので、欧陽脩の主張も孫復の春秋学に沿つたものとなる。そのように、欧陽脩における臣道の完遂の主張、しかもそれは自己の生命を代償とするほどに君主や国に対しては献身的であらねばならないことを求めるときに、私はそれもまた――直截的には――孫復の春秋学＝臣道観に由来していることが思われるのである。

『新五代史』「梁家人伝第一」に

春秋之法、君弑而賊不討者、国之臣子任其責。予於友挂之事、所以伸討賊者之志也。(『春秋』の書法では、君が弑殺されてその賊が討たれないでいる場合には、国中の臣子がその責めを受ける。私は友挂の事件において、賊を討つ者の志しを伸ばそうとしたのである。)

という。父君に当たる梁の太祖を弑殺して即位した友挂を太祖の外孫の袁象先と駙馬都尉の趙巖等が討つて、友挂を庶人に廃した事実を述べた後で、欧陽脩はどのように記したのである。弑殺された君の讐を報ずることは臣下に課せられた当

為であることは特に孫復によつて説かれたことであつて、その義務の強さは、その報復がなされたとしても、それがすぐさまなされなかつた場合には、

称人以殺、討賊乱也。其言于濮者、威公被殺至此八月。惡衛臣子、緩不討賊、俾州出入自恣也。〔(衛)人〕と称して(州吁を)殺すのは、賊が国を乱したのを征討したのである。その「濮に」というのは、(この年の二月に衛の)威公(桓公)が殺されてここに至るまでに八箇月を經ている。衛の臣子が怠慢ですぐに主君を弑した賊を討つことをせず、賊の州吁に好き勝手に衛の国に出入りさせてしまったことを疾んだのである。濮は衛の地である。〕

〔春秋尊王發微〕隱公四年「九月、衛人殺州吁于濮」のごとくそれが臣子の怠慢として責められるほどであり、報復の範圍も弑殺者本人に止まらずその国の全ての民衆に及んでもよいとするほどに激烈であり、その過激さはさすがに南宋の道学者胡安国をして

称国以弑者、当国大臣之罪也。孫復以為、挙国之衆皆可誅、非矣。三晋有国、半天下。若皆可誅、刀鋸不亦濫乎。穎川常秩曰、孫復之於春秋、動輒有罪。蓋商鞅之法耳。棄灰於道者有誅。歩過六尺者有罪。其不即人心遠矣。王回以是尚秩。此善議復者。〔国を称して弑するのは、それが国政を担当する大臣の罪である場合である。孫復は「国中の人を挙つて誅することができる」〔春秋尊王發微〕と解釈するが、間違ひである。三晋が国を所有する地域は天下の半分にも匹敵する。もし皆を誅する事ができるといふのであれば、刑戮する様がなんと乱れることになるではないか。穎川の常秩がいう。「孫復の『春秋』に対する解釈はややもすると有罪とみなそうとする。思うに商鞅の法である。灰を道路に棄てた者には誅罰がある、道路を歩いて六尺ほど外れた者には誅罰がある、という体のもので、人心から遠く掛け離れた解釈である」といふ。王回はこのことから常秩の解釈を尊んだ。この説は孫復の説を

みごとに議論したものである。〕〔春秋胡氏伝〕定公十三年「薛弑其君比」といわしめている。それだけに孫復においては、君主を弑殺された臣下に対しては報復の義務が増幅されていることが推測される。そうした影響の一端が、欧陽脩には『春秋』における孔父ら三人の死節の臣下や五代の乱世における腹背の臣下の発見を通じて、君主に殉ずべき臣下の道義の提言へと結実したのである。そして、臣下の道義を視座にして更にその系譜を遡及すると唐代の啖助の『春秋』説「忠道原情説」に逢着することになる。その啖助の「忠道原情説」は彼の弟子陸淳の『春秋啖趙集傳纂例』『春秋集伝弁疑』『春秋微旨』の三著を通じて宋初の

段階では広く知れわたつていた。¹³⁾ それ故に、『宋史』儒林伝には「孫復…学春秋、著尊王發微十二篇、大約本於陸淳、而增新意」と記されるところである。とすれば、欧陽脩の死節の臣の発見とその顕彰、さらにはそうした生き様を臣道として提言した営みは、畢竟唐の啖助からもたらされている可能性が出てくるのであるが、そのように捉えるのは果たしてゆきすぎであらうか。

注

- (1) 拙稿「欧陽脩の春秋学—人情による『春秋』解—」(鳴門教育大学研究紀要(人文社会科学編)第十八卷、二〇〇三年三月、参考)。
- (2) 本稿においては『欧陽脩全集』中華書局、二〇〇二年、を底本として使用する。
- (3) 例えば、岸田知子「新五代史」と『五代春秋』の書法(高野山大学論集)第三十二卷、一九九七年、はその代表的なものである。その他、『新五代史』と『春秋』との關係を考察したものは比較的多く、最近のものに限つても以下のような論考が存する。芝木邦夫「欧陽脩の史学」『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』講談社、一九七七年……林文孝「欧陽脩の正統論と歴史叙述」『中国—社会と文化』第十八号、二〇〇三年六月・林瑞翰「欧陽脩五代史記之研究」『国立台湾大学文史哲学報』二十三、一九七四年・王天順「欧陽脩的《五代史記》和他的《春秋学》」『南開史学』一九八四年一期・賈貴榮「《春秋経》与北宋史学」『中国史研究』一九九〇年二期等。
- (4) 中華書局刊『新五代史』一九七四年の「出版説明」では欧陽脩が尹師魯や梅聖俞に宛てた手紙から見、その編撰時期は景祐三年(一〇三六年)から皇祐五年(一〇五三年)であろうといひ、石田肇「新五代史撰述の経緯」(『東洋文化』無窮会、復刊四二—四三号)もほぼ同解である。
- (5) 胡安国の春秋学に関しては、拙稿「胡安国の春秋学」(未刊)に記している。
- (6) 拙稿注(一)論文参照。
- (7) 欧陽脩には『春秋』に対する注釈がないから、当時の『春秋』の平均的な解釈である劉敞の説をここでは見ておく。ただし、桓公二年の「春、王正月戊申、宋督弑其君与夷、及其大夫孔父」では『左氏』説、莊公十二年の「秋、八月甲午、万弑其君捷、及其大夫仇牧」では『公羊』説、僖公十年の「晋里

克弒其君卓、及其大夫荀息」では『公羊』説が援用されている。

(8) 黄進徳『欧陽脩評伝』南京大学出版社、一九九八年十月、三〇八―九頁参照。

(9) 拙稿注(一)論文。

(10) 引用は王天順氏の注(3)の論文による。ただし、李薦のこの文章は、私には『師友談記』の中に見いだせなかったことを断っておかなければならない。

(11) 拙稿「孫復の春秋学とその尊王思想」「中国哲学」第三十二号、平成十六年三月、参照。

(12) 拙稿「唐代の儒教と啖助・趙匡・陸淳の春秋学―序説―」「啖助・趙匡・陸淳を中心とする唐代春秋学の基礎的研究(第一分冊)」平成八―十年年度科学研究所補助金(基盤研究C)研究成果報告書、を参照されたい。

(13) 拙稿「陸淳から北宋春秋学へ―唐宋春秋学の系譜―」「東洋古典学研究」第十二集、二〇〇一年十月、参照。

欧陽脩《新五代史》の春秋学

齋 木 哲 郎

在2003年3月發表的〈欧陽脩の春秋学―根据人情的《春秋》解釈―〉之一論中、我分析了欧陽脩对《春秋》的解釈的特点是根据人情的解釈。所謂根据人情的解釈、意指以普通人都有具有推測《春秋》里所反映的孔子的理想的判断能力為依据、来对《春秋》一書作解釈。這也是欧陽脩解釈《春秋》的特点之一。

在本篇論文里、我将在繼承上一篇論文中提出的看法的基礎、討論欧陽脩在《新五代史》里所發揮的春秋学的特点、同時考察《新五代史》对其他的歷史書的影響。

至今為止、对《新五代史》的研究、多数以《新五代史》本紀裡所見的辞例為中心。但是、在我看来、欧陽脩在《新五代史》所發揮之春秋学的特点、与其是本紀裡所見的辞例、寧可是列伝里所見的臣下忠道精神。例如“死節伝”所写的王彦章・張源徳的故事上所見的忠義心等。按照我的看法、欧陽脩对《新五代史》的創意是着眼于五代時的臣僚所有的忠義心如何、而从這儿尋找值得為現代的鑑戒的精神。欧陽脩的這樣意図、毫無疑問是从他的春秋学之所產生的。